（前のページより続き）

特殊法人等
令和元年台風第十九号における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第八十七条の二第二項、第八十七条の三第二項及び第八十七条の四第二項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行令（政令第二二五号）（内閣官房）

1　地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（以下「法」という。）第一七条の政令で定める権限は、法第三条第一項に規定する権限（同項第四号に掲げる行為に係るものに限る。）とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

二九

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

政令第二百二十五号

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行令

内閣は、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（以下「法」という。）第十七条の政令で定める権限は、法第三条第一項に規定する権限（同項第四号に掲げる行為に係るものに限る。）とする。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第五十三号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の六第一項第四号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年七月二十二日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業から除かれるもの） **第十六条**　令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～十六　略］	（金融商品取引業から除かれるもの） **第十六条**　［同上］ ［一～十六　同上］